

一般競争入札公告

令和 8 年 7 月 1 6 日
社会福祉法人 柏樹会
理事長 浅見 旭

社会福祉法人柏樹会ケアハウスシャロームの大規模修繕工事について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

1. 工事概要

- (1) 工事名 社会福祉法人 柏樹会
ケアハウスシャローム大規模修繕工事
- (2) 工事場所 埼玉県本庄市今井 1 2 4 5 番地 1
- (3) 工事種別 建物修繕に伴う改修工事一式
- (4) 工事内容 外装改修工事、防水改修工事、電気設備工事、空調設備改修工事
内装改修工事他
- (5) 工事期間 工事契約日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで
- (6) 建物概要 構造規模：鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ銅板葺陸屋根
建物用途：ケアハウス
敷地面積：1 0 9 9 9 . 1 6 m²
延床面積：2,8 4 2 . 3 7 m²
建築面積：6 7 9 . 6 1 m²

2. 入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有（非公開）
- (3) 入札予定価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生手続きまたは再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再検査を受けていること。

- (3) 建設業法に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 平成28年度以降において、元請として、完成、引き渡しが完了した、次に掲げるものと同規模以上の建築一式工事の施工実績があること。
 - ① 工事種別：改修（外装工事を含むものに限る。）
 - ② 外装改修面積：3500㎡以上
- (5) 令和7年度・8年度埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている単体業者で、直近の評価等が次の条件をみたした事業者とする。
 - ① 資格審査数値が建築工事で855点以上であること
 - ② 埼玉県内に本店又は契約締結権限を有する支店若しくは営業所を有すること
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和8年7月27日（月）午後4時まで。
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
（様式は社会福祉法人柏樹会ホームページ上からダウンロードしてください。）
 - イ 一般競争入札参加資格等確認資料
 - ウ 会社案内・会社経歴書
 - エ 建設業許可証明書写し
 - オ 資格審査数値を証する書類
 - カ 法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの（写し可））
 - キ 連絡先（担当者の氏名及びメールアドレス・TEL・FAX）

*提出書類の返却はいたしません。
- (3) 提出方法 一般書留郵便にて郵送、または下記（4）の提出場所へ電話確認の上持参すること。
- (4) 提出・問合せ先 〒367-0036
埼玉県本庄市今井1245番地1

社会福祉法人 柏樹会

担当：理事長 浅見 旭 宛

電 話 0 4 9 5 - 2 2 - 0 8 1 7

F A X 0 4 9 5 - 2 2 - 5 3 5 0

E mail hakujukai@aiores.ocn.ne.jp

問合せ時間は平日午前 10 時から午後 4 時まで

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配付

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には、設計図書等及び入札書書式等を「6 入札日程等」に示す方法で配付する。(現場説明会を行わないものとする。)

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和 8 年 7 月 1 6 日 (木)
- (2) 応募締切日時 令和 8 年 7 月 2 7 日 (月) 午後 4 時まで
- (3) 設計図書等配付日 令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)

* 設計図書等の交付は、データ送信とします。

- (4) 質疑書提出日時及び回答等
 - ①質疑書提出期限 令和 8 年 8 月 6 日 (木) 午後 4 時まで
 - ②質疑書提出先 hakujukai@aiores.ocn.ne.jp
 - ③質疑書提出方法 電子メールによる (設計図書等の交付時に様式等について説明します。)
 - ④回答日 令和 8 年 8 月 1 7 日 (月)
 - ⑤回答方法 全ての入札参加者に電子メールにて送信
- (5) 入札予定日等
 - ①日時 令和 8 年 8 月 2 6 日 (水) 午前 1 0 時から (1 0 分前までに受付を済ませること)
 - ②場所 埼玉県本庄市今井 1 2 4 5 番地 1 ケアハウスシャローム 2 階 会議室
- (6) 契約予定日 令和 8 年 8 月 3 1 日 (月) 予定

7. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

- (4) 入札参加に当たっては、入札日当日に見積内訳書を提出すること。
- (5) 入札に参加する者の数が1者の場合は1回のみ入札を行う。
- (6) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話、ファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その旨を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、または記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に違反した者が入札したもの

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、見積内訳書の内容を令和8年8月31日（月）までに当法人及び設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正（積算漏れがない）と認められた事業者とする。

なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容が不備であった場合は、落札失格とする。その場合、順次、次に低い価格で入札した事業者の見積書を精査し適正と認められた事業者とする。失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 1回目の入札で落札者が出ない場合は、1回目の入札に参加し、最低制限価格を下回らなかった者で再度の入札を行います。但し、再度の入札は1回までとする。
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、予定価格等、当初定めた条件のもとに随意契約を行うものとする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合は従うこと。
- (5) 一括下請け契約は行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会での承認を受けた後とする。
- (7) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）
- (8) 請負代金の支払い時期に関しては、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

以上